

ボランティアの保険について

* ボランティア活動保険

ボランティア参加が決定した時点で、ボランティア参加者ご自身が自治体の社会福祉協議会にて「ボランティア活動保険」に加入してください。既に入っている場合には不要。

期 間： ボランティア活動保険は1度入ると、国内においてその年度内（～3月31日）有効です。ボランティアへ向かうために家を出た時点から、帰宅するまでの全てが保険の対象となります。3/31～4/1 にまたいで活動される場合は2年分加入してください。

適 用： 死亡・入院・通院・後遺症・手術・損害賠償責任等
詳しくは社会福祉協議会のボランティア活動保険のパンフレットをご覧ください。

2016年10月
カトリック大阪大司教区 災害対策委員会
ENGOプロジェクト